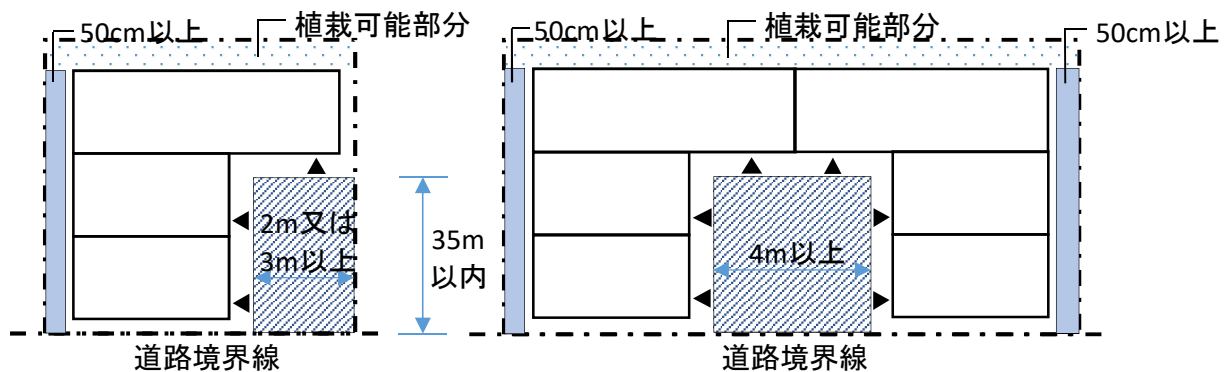


東京都建築安全条例第5条における長屋の通路の扱いについて

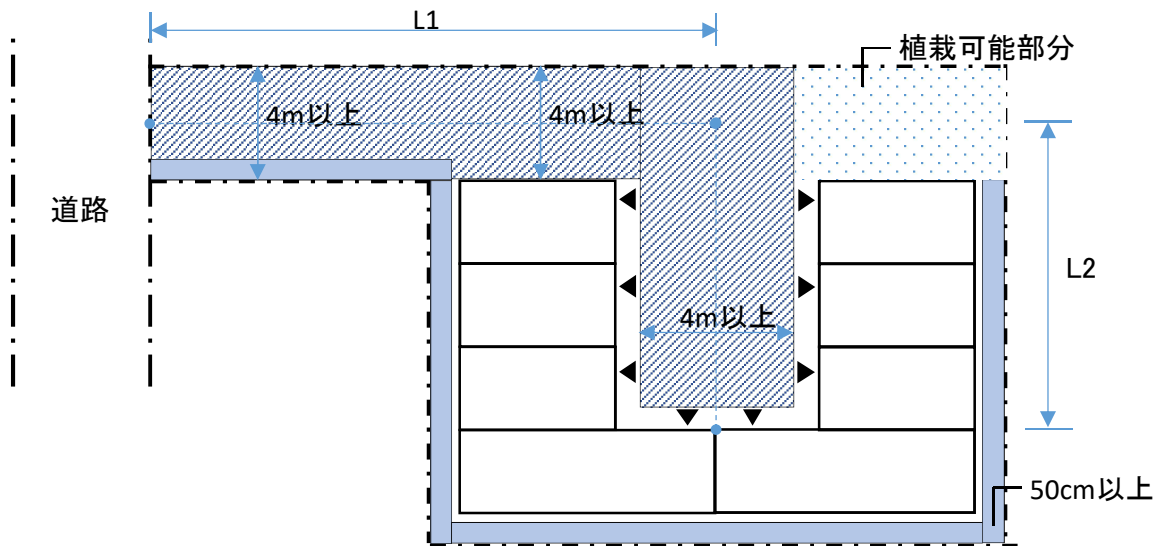
長屋の各戸の主要な出入口の前面に設ける通路で避難上有効に通ずるものは、下記を基本とする。

- ・当該通路は上空まで解放された通路とし、建築物及びその部分の突出がないものとする。
ただし、通路面から一定の高さが確保されている局部的な庇等で避難上支障がない場合を除く。
- ・門扉等を設ける場合は、門扉の解放時における有効幅員とする。
- ・当該通路に建築物等(工作物含む)がある場合、本規定の幅員が有効幅員を下回らないこととする。
- ・主要な出入口が向かい合う場合の通路は、原則として4m以上の幅員を要するものとする。



例1 出入口が向かい合わない場合

例2 出入口が向かい合う場合



例3 路地状敷地の奥まった位置に出入口が向かい合う場合

※道路から主要な出入口までの距離は $L1+L2$ とし、当該通路の中心線の長さとする。

※路地状部分の通路は、第1項及び第2項の幅員を兼ねることができる。

凡例 ▲ : 主要な出入口 ▨ : 第1項の通路 ▩ : 第2項の通路 ▤ : 植栽可能部分

参 考